

社会福祉施設における 感染予防対策の基本

1

感染予防対策

- ① 自分が感染しない、人にうつさない
- ② 施設内にウイルスを持ち込まない
- ③ 施設内でウイルスを広げない

2

自分が感染しない 人にうつさないための対策

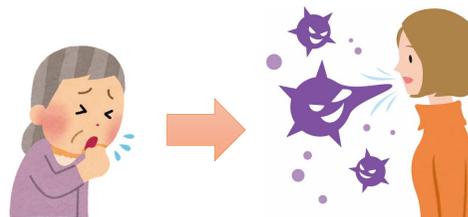


3

ウイルスの感染経路

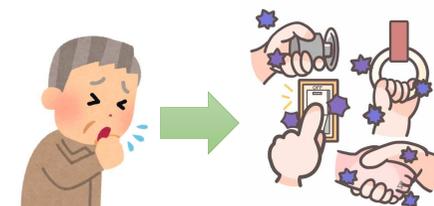
飛沫感染

- ・感染した人の咳やくしゃみの飛沫からウイルスを吸い込む



接触感染

- ・感染した人が触れた吊り革やドアノブからウイルスが手に付着し、その手で鼻や口に触れる



手指衛生の励行

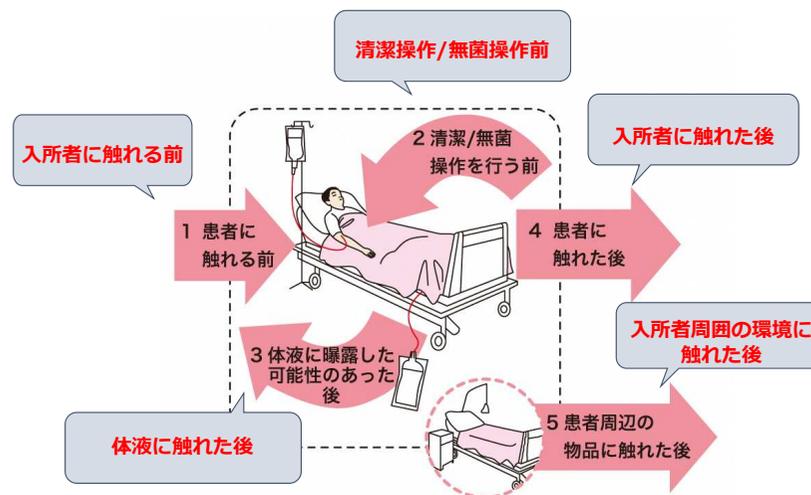
感染対策の基本は**手指衛生**

手が施設の現場で、病原体伝播の主な経路である
 あなたの手が運ぶ、あるいは、
 入所者自身が保有している
 有害な病原体から**利用者を守るため**

有害な病原体から環境と
あなた自身を守るため

5

手指衛生のタイミング



6

手指衛生の方法



手洗い (スクラブ法)

手指消毒 (ラビング法)



7

手指衛生の除菌効果

手指衛生の方法	除菌効果	
石けん+流水	15秒の場合 1/4~1/13	30秒の場合 1/60~1/600
アルコール製剤	30秒の場合 1/3,000	

8

正しい手洗い方法

正しい手の洗い方

手洗いの前に
 ・爪は短く切っておきましょう
 ・時計や指輪は外しておきましょう



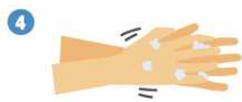
流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのぼすようにこすります。



指先・爪の間に念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

厚生労働省ホームページより

個人防護具 : personal protective equipment (PPE)

- ・ 職員を感染から守るための道具
- ・ 利用者に感染を広げないための道具



個人防護具の種類とは？

- ・ 手袋
- ・ 袖付ガウン・ビニールエプロン
- ・ マスク
- ・ 目の防御
(ゴーグル・フェイスシールド)

血液、体液、分泌物、排泄物に直接触れないよう、
 選択して使用する

10

サージカルマスクの着け方と外し方

<着け方>



マスクの表裏を確認後、マスクを装着し、ノーズピースを鼻の形に合わせて着用する



マスクのブリーツを伸ばし、鼻から顎までを覆う

<外し方> * 着用中や外す際、表面に触れない



両手で耳のゴム部分を持って外す



感染性廃棄物容器に廃棄し、手指衛生を行う

11

袖付ガウンの着方と脱ぎ方

<着方>



ガウンを開き、袖を通す



首と腰の紐を後ろでしっかり結ぶ

<脱ぎ方> * 前面は汚染されているため触れない



腰と首の紐をほどく



首細部分を持ち、内表に脱ぐ



汚染面が内側になるようまとめる



感染性廃棄物容器に廃棄し手指衛生を行う

12

手袋の着け方と外し方

<着け方>



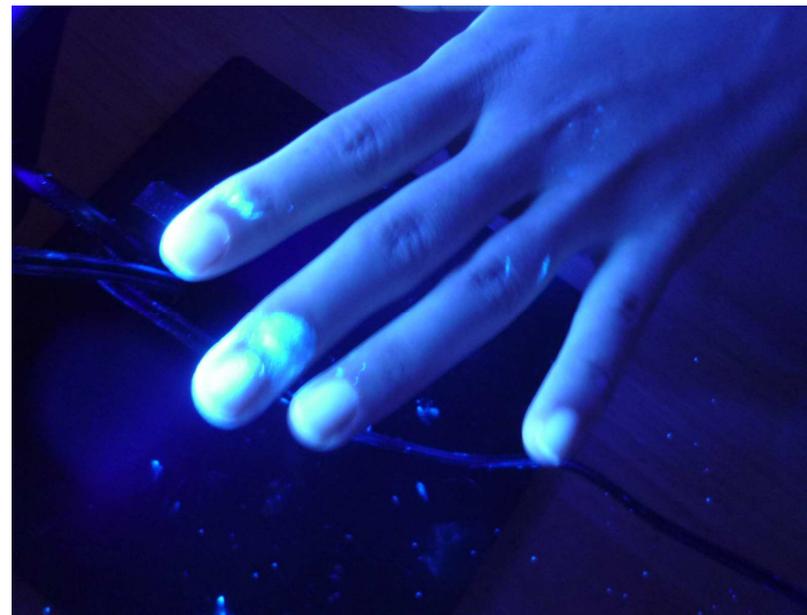
- 利用者に触れる表面に素手で触れないよう手袋の袖口を持って着用する
- ガウンと組み合わせて使用する場合は、手袋でガウンの袖口を覆う

<外し方> * 使用後の手袋の表面は汚染されているため素手で触れない



手袋の袖口をつかむ
 内側が表になるように外し、着用している手袋の下側に指先を丸めて持つ
 着用している手袋の手首の部分に覆い被せるように外す
 手に握っている手袋に覆い被せるように外す
 感染性廃棄物容器に廃棄し、手指衛生を行う

13



14

ゴーグルの着け方と外し方

<着け方>



ゴーグルを目全体が覆われるように装着する



額部分やサイドの隙間が最小限になるよう、フィットを調整する

<外し方>



レンズ表面に触れないよう注意しながら外す

- 装着中や外す際は、レンズ表面に触れないよう注意する
- メガネは、目の防御の代用にはならない

15

新型コロナウイルス感染症を疑う場合の防護具着用例



外回り看護師

16

施設内に持ち込まないための工夫と対策



施設内での汚染度の違いを明確にする

汚染エリア

外部から入ってきた人がいるスペース
(エントランス, 入り口の窓口の事務室など)



グレーエリア

体温チェック, 手指衛生などを行うスペース, 更衣室, 会議室, 食事をとる休憩室



クリーンエリア

入所者のいるスペース



ウイルスの侵入ルート

面会者



出入り業者等の関係者



職員



外出・外泊から帰って来た入所者



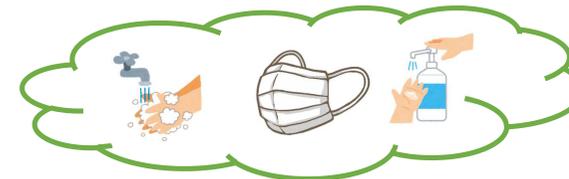
面会者

施設内への入室を**原則禁止**する



やむを得ない面会

面会者は感染予防対策の知識がないという前提で対応



面会時の対応

- 体温測定 
- 問診：過去2週間の体調、鳥取県以外への立ち入り、風邪症状を呈する人との接触歴など 
- 持ち込みの禁止 
- 手指衛生（入室時、トイレ後など） 
- マスクの着用 
- 食事介助、移動介助など濃厚な接触は避ける 

21

外出・外泊

- 原則禁止 
- やむを得ない場合は施設外での3密（密閉、密集、密接）を避けマスク着用と手洗い励行の指導を行う



厚労省HPより

出入り業者等の関係者

クリーンエリア（入所者エリア）への入室は禁止



やむを得ない場合
体調や発熱の有無を確認し
マスク、手指衛生を励行



必要最小限の時間のみ入室を認める

23

職員がウイルスを持ち込まないために

- 施設外での行動制限
旅行や宴会など 
- 出勤前の体調管理
体温、呼吸器症状、同居家族の体調など 
- 欠勤すべき条件
発熱、咳、味覚・嗅覚異常など 

24

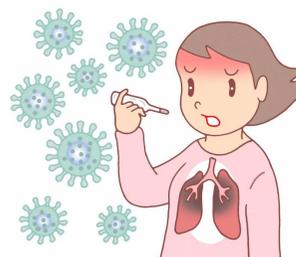
施設内でウイルスを広げないための工夫と対策



25

入所者の健康管理

- ・ 体調の確認
発熱、咳、咽頭痛、嘔吐、下痢など
- ・ チェックシートを活用



環境感染学会、厚生労働省ホームページより

【体温・体調などを記録しましょう】				名前		
項目	日付			朝の体温	咳の有無	その他体調について
(記入例)	1月	31日	木曜日	36.4℃	有・無	喉が痛い
1日目	月	日	曜日	℃	有・無	
2日目	月	日	曜日	℃	有・無	
3日目	月	日	曜日	℃	有・無	
4日目	月	日	曜日	℃	有・無	
5日目	月	日	曜日	℃	有・無	
6日目	月	日	曜日	℃	有・無	
7日目	月	日	曜日	℃	有・無	
8日目	月	日	曜日	℃	有・無	
9日目	月	日	曜日	℃	有・無	
10日目	月	日	曜日	℃	有・無	

26

入所者や職員からの伝播

- ◎ 口からの飛沫
マスクで予防可能



- ◎ グレーエリア（職員休憩室や更衣室など）での職員間の接触（会話や食事）に注意

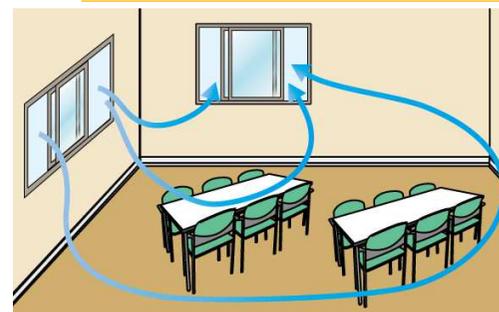
- ・ 食事時間をずらしてマスクなしの職員が複数休憩室にいるのを防ぐ
- ・ 換気をよくする



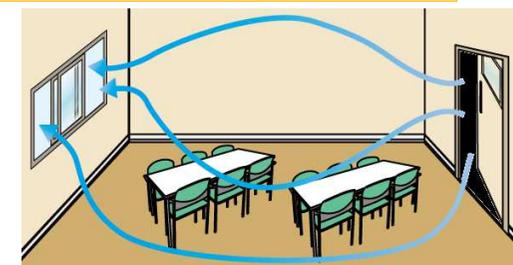
27

換気

定期的（例：1時間に1回程度、1回10分程度）な換気を行いましょ



空気が停滞しないように工夫しましょう



2方向開窓することで空気の停滞が少なくなる

環境感染学会「高齢者介護施設における感染対策 第1版」より

環境・器材の消毒

高頻度接触面の清掃



29

環境・器材の消毒

ウイルスは環境でしばらく生存する

- ・アルコールもしくは次亜塩素酸ナトリウムでよく触れる場所（ドアノブや取っ手、ベット柵や共有部分など）を消毒する
- ・トイレなどの環境や陰洗ボトルなどの器具は入所者ごとに交換
- ・器材は次亜塩素酸ナトリウムで消毒する

注意：次亜塩素酸溶液は1日で使い切る
(保管状況により効果がなくなるため)

30

汚染部分に触れたらその都度手指衛生



31

配膳と給食



- ・発熱者や検査中の方は個室でとる
- ・食堂で取る場合は間隔を開けて座る
- ・換気や時間や空間を分ける



環境感染学会「高齢者介護施設における感染対策 第1版」より

32

給食、リネン管理



食器やリネン類は
通常の



80℃
10分間の熱水消毒

33

会議やミーティング

- 短時間で実施
- 換気の悪い部屋は避ける
- 少人数で距離を保つ
- マスクを着用する
- 飲食禁止



34

まとめ

- **定期的な感染対策の確認を行うことが重要**
 - 正しいマスクの着用
 - 手指衛生のタイミング
 - 体調管理
- **入所者にウイルスを移すのは主に職員であることを自覚して行動する**
- **感染しないことに努める**
 - 3密を避ける
 - 手洗いを励行する
 - 規則的な生活・睡眠・食事

35